都市環境委員会議事日程表

日　　時　：　令和８年９月14日（月）　午前10時

場　　所　：　市議会委員会室

議事	種　別	番号	件　　名	摘　　要
1	議　案	66	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 36
2	議　案	67	損害賠償の額の決定及び和解について（市管理樹木の倒木事故）	P. 38
3	議　案	68	令和７年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 41
4	議　案	69	和泉市景観条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
5	議　案	70	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 47
6	議　案	78	令和８年度和泉市水道事業会計補正予算（第２号）	P. 108

出席委員（８名）

委員長	坂本健治	副委員長	大坪　靖
委員	大浦まさし	委員	原　重樹
委員（議長）	山本秀明	委員	井阪雄大
委員	遠藤隆志	委員	関戸繁樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

副議長　浜田千秋

説明のため出席した者の職氏名

市長	辻　宏康
副市長	森吉　豊
環境産業部長	山崎光一
都市デザイン部長	前田正和
都市デザイン部建築技術監	東　清隆
上下水道部長	奥野安信
消防長	式森一彦

備考　各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井阪弘樹	総務課長	上岡　繁
総務課議事調査係主任	久保芙裕子	総務課議事調査係主事	香山幸輝

（午前10時00分開会）

◎開会宣告

○坂本健治委員長　おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎市長挨拶

○坂本健治委員長　それでは、ここで市長の挨拶を願います。

はい、どうぞ。

○辻　宏康市長　皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

坂本委員長、大坪副委員長はじめ委員皆様方には御出席をいただき、また浜田副議長には御臨席をいただいておりますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本健治委員長　市長の挨拶が終わりました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎委員会審査

○坂本健治委員長　それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁を願います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第66号　財産取得について（高規格救急自動車）

○坂本健治委員長　議事第１、議案第66号　財産取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○式森一彦消防長　消防長の式森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第66号　財産取得について御説明申し上げます。

議案書36ページを御覧ください。

本案件は、まず、高規格救急自動車の財産を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、取得する財産といたしまして、高規格救急自動車となっています。

契約の方法は指名競争入札で、取得予定価格は、10％の消費税を含めて2,076万8,000円でございます。

次に、取得の相手方は大阪市西区川口二丁目３番11号、日産大阪販売株式会社法人営業支援部、部長、花岡雅彦でございます。

議案書37ページには参考資料としまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照くださいますようよろしくお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第66号　財産取得についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第66号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第67号　損害賠償の額の決定及び和解について（市管理樹木の倒木事故）

○坂本健治委員長　議事第２、議案第67号　損害賠償の額の決定及び和解について（市管理樹木の倒木事故）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○前田正和都市デザイン部長　都市デザイン部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第67号　損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

議案書38ページを御覧ください。

市管理樹木の倒木事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、議案書39ページを御覧ください。

令和８年５月４日午前３時頃、緑ケ丘一丁目におきまして、強風により倒れたかぐらざき公園内の樹木が、相手方の所有する住宅の家屋を貫通して破損させるとともに、屋外倉庫、家財及び外構に接触して損傷させたものであります。

損害賠償額は416万3,500円で、その内訳は、住宅修理等費用369万2,304円、家財修理等費用１万4,900円、外構修理等費用45万6,296円です。

本件事故に係る市の責任割合は100％、賠償額は全国市長会市民総合賠償補償保険により全額塡補するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第67号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員　市民未来の会、大浦でございます。

このかぐらざき公園の案件につきましては、家屋への被害であって、人的な被害がなかったことが不幸中の幸いであったのかなというふうに感じております。

この公園の樹木とか街路樹をはじめ、本市では老朽化した大木が増加しておりまして、今後、計画的な伐採が必要であるというふうには認識しておりますが、伐採すると決定できた箇所はいいんですけども、実際のところ、伐採するとか強剪定の要否判断を地域の皆様の意向に委ねているケースもあります。

しかし、地域や近隣住民の意見を尊重することも重要ですけども、倒木による人身事故などの重大な事態を防ぐためには、危険を回避することを最優先して市民を守ることが最も大切じゃないのかなというふうに感じております。市の判断で切ったほうがよいとした樹木に関しては、その判断を市民に理解をしてもらうことがとても重要であって、また樹木管理を通して、知識や経験を踏まえた上での市の判断であることから、やはり最適であると再認識しているというところですけども、今回の案件を受けて、市の公園緑地担当としてはどのように感じておられるか、御意見を聞かせてください。

○坂本健治委員長　はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長　公園緑地担当課長の横田です。

樹木管理において、地域や地域住民の意向を尊重することは重要でありますが、腐食箇所の発見や傾いているなど倒木の危険性が高いと判断される樹木があった場合は、公園管理者として市民の生命、財産を守ることを優先して伐採などの判断を行うべきと考えますので、

そのように対応してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長　はい、大浦委員。

○大浦まさし委員　ありがとうございます。

そうですよね。市民の意向を聞いていただくことはありがたいことではあるんですけども、危険なものは危険なので、これは市の方針だということで、市で責任を持って対応してもらいたいと。つまり、倒木の可能性もしくは大きな固まりで枝が落ちてくるなどであれば、市民にどうするかを聞くのではなくて、危険なので切りますというふうに言い切ってもらいたいんですね。

また、聞かれる側も、いろんな意見が出て、話が割れると思います。自然を残したいとか景観がとかいう話も出てくるでしょうし、ましてや思い入れがあるとまで言われてしまうと手が出せなくなってしまいます。

決断が遅くなると、こちらの対応も遅くなります。ですから、早く意向を伝えて、そして理解をいただいて遂行すると、これができていれば、もしかしたら今回の事故も回避できたかもしれません。よろしくお願いします。

以上です。

○坂本健治委員長　他にございませんか。

原委員。

○原　重樹委員　ちょっと今のとも関連しますけども、何点か聞かせていただきたいんですが、今回は公園ということですけども、今、全国的に、かなりあちこちで道路上の樹木、倒れたとかいうニュースも流れてますけども、先ほども大浦委員が言われてましたけども、今回は400万円ほどのあれで済んだという、これ人的になったらまたもっと大きくなるだろうしということになりますけども、そこで今回、責任割合が100％ということになっております。実際、台風とかそういう天災的なものがなかって倒れたということになるんだと思いますけども、その辺で、この責任割合の100％の持ち方といいますか、逆に100％でない場合も多分あるんだろうとは予想はしますけども、その辺のちょっと考え方だけ教えてください。

○坂本健治委員長　はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長　公園緑地担当課長の横田です。

個々の事案によりますが、一般的には、倒木の原因が台風などの予測困難な自然災害であったかどうか、市が適切な管理を行っていたか否か、あるいは相手方に過失がなかったかな

ど、様々な要因を総合的に判断することになります。そのため、市の責任割合が100％とならないケースもございます。

以上です。

○坂本健治委員長　原委員。

○原　重樹委員　多分、そうでしょうね。というか、保険屋さんも入るのでという状況はあるんでしょうけども、今回、だから100％ということからすると、市の管理が全然駄目だったということなんだろうというふうに思いますけども、じゃ、次に、こうした樹木に対する、先ほどの大浦委員への答弁とちょっと重複する部分があるとは思いますけれども、現在、どのように対策をしているのかはどうでしょうか。

○坂本健治委員長　はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長　公園緑地担当課長の横田です。

現在、日常的な管理の一環として、樹木の剪定や公園の清掃などの際に目視による確認を行っております。その結果、異常が認められ、倒木などの危険性が高いと判断された樹木につきましては、緊急性を考慮し、速やかに伐採するなどの対応を取っております。

以上です。

○坂本健治委員長　原委員。

○原　重樹委員　伐採も含めてということになると思うんですけども、特に街路樹なんか余計そうなんですけども、この判断の仕方というものがいろいろあるんだろうとは思いますけども、要するに樹木の根が、張り方が普通の山に生えてるのとちょっと比べて非常に弱いといいますか、やっぱりそういうことはあるんだろうとは思いますので、その辺は明確な判断をしていくということが大切だろうと思いますけども、何か今後の対策としてどういうふうにしていくかということで、何かあれば教えてください。

○坂本健治委員長　はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長　公園緑地担当課長の横田です。

今後の対策としましては、主要な公園の特に大きな樹木を対象としました点検業務を、今年度より３か年をかけ、都市公園の指定管理業務の一環として実施する計画でございます。指定管理者と連携し、主要な樹木の状態を把握するとともに、危険性や緊急性が高い樹木につきましては、発見次第、速やかに伐採するなどの必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長　原委員。

○原　重樹委員　もう質問は結構なんですけども、その辺は点検の仕方等々含めましての話なんですが、ちょっと明確にきっちりしていくということが、今、求められてると。特に何もなければ、今回のように100％みたいなふうになると、こういう実際、市の負担といいますか、市民の負担といいますか、そこが出てきますので、特に早めの対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○坂本健治委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第67号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第68号　令和７年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

○坂本健治委員長　議事第３、議案第68号　令和７年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○奥野安信上下水道部長　上下水道部長の奥野です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第68号　令和７年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の41ページでございます。

今回の剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条第２項の規定により、和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を行うもので、使用目的に応じて処分利益剰余金を処分するものでございます。

次に、議案書の42ページの計算書を御覧ください。

右から３列目の未処分利益剰余金の欄になりますが、一番上の段、令和６年度に当たる前年度末残高に令和７年度に当たる当年度変動額を加え、表中段の当年度末残高は12億5,046万423円となるもので、そのうち、次の段の８億3,427万8,424円を今回処分するものでございます。

その内訳としましては、資本金への組入れが４億7,427万8,424円、また、不測の事態に備え、利益剰余金を下水道使用料収入の２か月分留保することとし、減債積立金への積立てを３億6,000万円とするものです。

また、一般部局から取得時より事業の用に供している土地について、平成23年度の公営企業法適用時に行いました財産整理の際、公共下水道事業会計の固定資産台帳へ誤登録した土地について、登録を除却し、土地台帳の記簿更正を行ったことから、１円を資本金から減じております。

最下段の当年度末処分後の残高は、未処分利益剰余金が４億1,618万1,999円となり、積立金を加えた利益剰余金合計は10億5,421万3,920円になるものでございます。

なお、参考資料として、43ページに関係法令の抜粋を記載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第68号　令和７年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第68号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第69号　和泉市景観条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長　議事第４、議案第69号　和泉市景観条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○前田正和都市デザイン部長　都市デザイン部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第69号　和泉市景観条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書44ページを御覧ください。

提案理由は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、景観法の一部が改正されることに伴いまして、所要の規定の整備を行おうとするものです。

次に、その内容ですが、45ページを御覧ください。

第12条第３項中、「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改め、第14条中、「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改めるもので、法律改正に伴う条項ずれの規定整備でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもので、本年11月末までには施行されるものとなっています。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第69号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第69号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第70号　和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長　議事第５、議案第70号　和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

どうぞ。

○奥野安信上下水道部長　上下水道部長の奥野です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第70号　和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書47ページでございます。

提案の理由につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、上下水道事業に係る業務

の状況の公表回数等を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について、48ページを御覧ください。

第１条でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、第７条中、「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改めるものでございます。

次に、第２条では、条例第９条第１項及び第２項において、業務状況の説明書類の提出について、11月30日までと５月31日までの年２回行うものとする規定を、地方公営企業法の一部改正の趣旨に従い、事務合理化のため、11月30日までの年１回に改めるものでございます。

49ページを御覧ください。

最後に、附則について、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は令和９年４月１日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第70号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第70号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第78号　令和８年度和泉市水道事業会計補正予算（第２号）

○坂本健治委員長　議事第６、議案第78号　令和８年度和泉市水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の説明を願います。

どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長　経営総務課長の山岡です。

議案第78号　令和８年度和泉市水道事業会計補正予算（第２号）について、その概要をまとめた補足資料にて内容を御説明いたします。

今回補正いたします補正項目は、委託が２件の債務負担行為の追加でございまして、上下水道耐震化計画等の事業進捗状況から、令和９年度に予定していた鶴山台一丁目ほか及び上町ほか配水管布設工事に係る実施設計業務を前倒し、実施するもので、債務負担行為の予算限度額6,300万円の追加となり、9,100万円に変更するものでございます。

前倒しの理由ですが、昨年度着手いたしました上下水道耐震化計画に定めている重要施設である病院の管路耐震化工事を施工する際、患者に配慮した施工時間の調整や、透析を取り扱う病院で断水等の工事スケジュール調整に想定以上に時間を要したことから、今回の工事においても重要施設である病院の管路耐震化工事のため、同様の調整が必要となる可能性があることから、上下水道耐震化計画の最終年度である令和11年度に完了させるため、前倒しで実施するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第78号　令和８年度和泉市水道事業会計補正予算（第２号）の説明になります。

以上です。

○坂本健治委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第78号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎閉会宣告

○坂本健治委員長　以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前10時27分閉会）

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長　　坂　本　健　治